

一管区水路通報第7号

平成22年2月19日

第一管区海上保安本部

第69項	北海道南岸	恵山岬北方	魚礁設置作業
第70項	北海道南岸	襟裳岬西方	射撃訓練
第71項	北海道南岸	十勝港	水路測量
第72項	北海道南岸～本州東岸		海洋調査等
第73項	北海道北岸	神威岬北西方	掘下げ作業
第74項	北海道北岸	宗谷岬付近	掘下げ作業
第75項	北海道西岸	積丹岬北東方	武器発射試験

お 知 ら せ

電子海図表示装置(ECDIS)の表示について

【表示機能の問題点】

現在流通している電子海図表示装置(ECDIS)の機能では、選択した表示が基本表示(DISPLAY BASE)又は標準表示(STANDARD DISPLAY)モードの場合に、航行に危険な孤立した浅い水深であっても表示されず、また航路計画策定及び航路監視の際、アラーム機能が動作しないおそれがある。

【対応方法】

- (1) 航路計画策定の際は、航路上に危険な水深がないことを確認できるように、ECDISの表示を「全表示(ALL DATA)モード」又は水深(SOUNDINGS)を表示するモードに設定して使用すること。
- (2) 航行中に、安全に設定した計画航路から逸脱する場合は、進行方向に危険な水深がないことを確認できるように、ECDISの表示を「全表示(ALL DATA)モード」又は水深(SOUNDINGS)を表示するモードに設定して安全を確認すること。
- (3) 航路計画の自動チェック機能に頼らないこと。

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190(ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

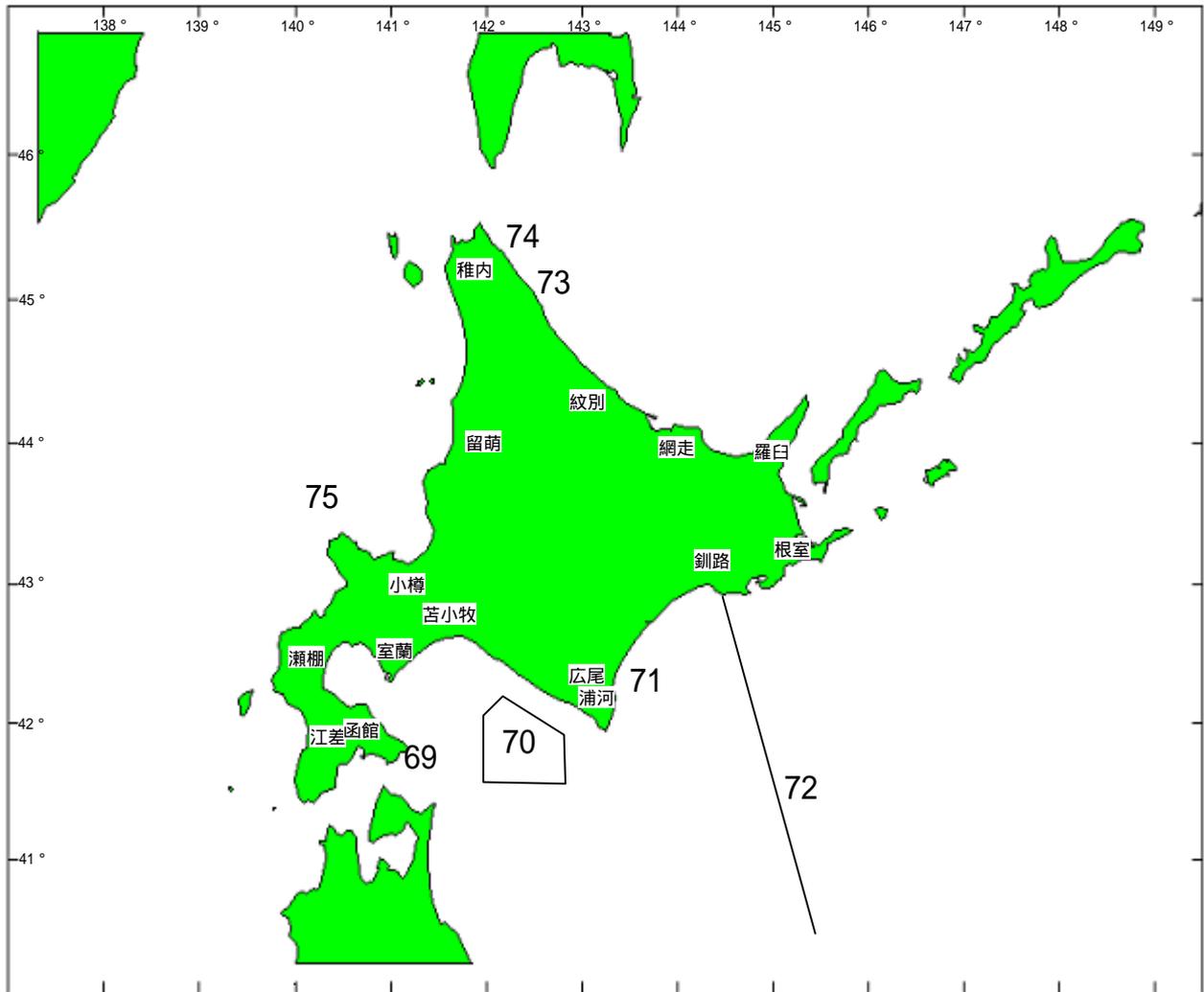
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番3号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索引図



事項別索引

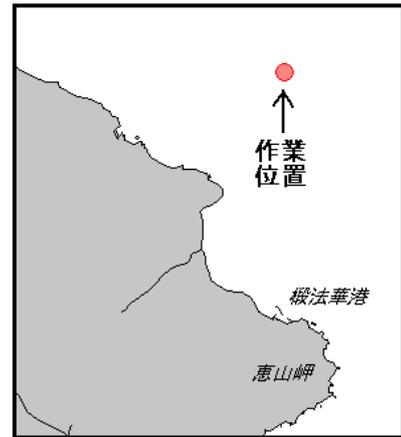
訓練・試験関係	-----	70、75
港湾施設関係	-----	73、74
海洋調査関係	-----	71、72
漁業関係	-----	69

22年69項 北海道南岸 - 恵山岬北方 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成22年3月1日～30日
 位 置 41-52.8N 141-10.2E 付近
 備 考 3.0m型FP魚礁ブロック(大きさ3.0m×3.0m×3.0m)
 84基沈設。
 ボンデンで作業位置を表示。
 楸法華港で積み出し作業を実施。

海 図 W10
 出 所 函館海上保安部



22年70項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練

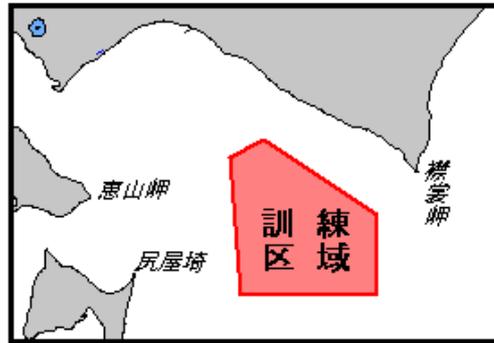
下記区域で、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 平成22年3月1日～31日(土、日及び祝日は除く。) 毎日0800～1700

区 域 下記5地点により囲まれる区域及びその上空9,144mまで

- (1) 41-43-09N 142-59-46E
- (2) 41-20-10N 142-59-46E
- (3) 41-20-10N 142-07-47E
- (4) 41-59-09N 142-03-47E
- (5) 42-04-09N 142-16-46E

海 図 W1030
 出 所 防衛省航空幕僚監部



22年71項 北海道南岸 - 十勝港 水路測量

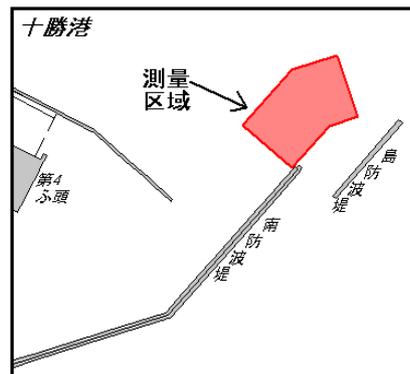
下記区域で、水路測量が実施される。

期 間 平成22年3月1日～3月25日(うち3日間)

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 42-18-08N 143-20-49E
- (2) 42-18-15N 143-20-39E
- (3) 42-18-23N 143-20-49E
- (4) 42-18-26N 143-20-59E
- (5) 42-18-16N 143-21-03E
- (6) 42-18-15N 143-20-57E

備 考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚。
 海 図 W35
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



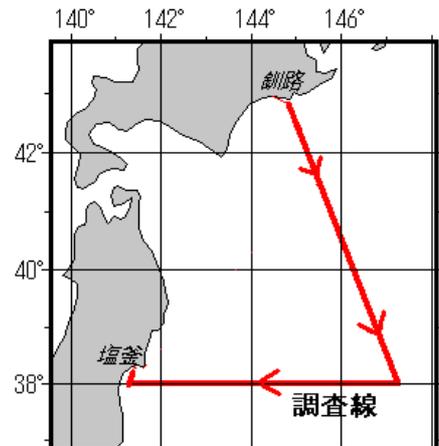
22年72項 北海道南岸～本州東岸 海洋調査等

下記区域で、調査船「若鷹丸(692t)」による海洋調査及び水産資源調査が実施される。

期 間 平成22年3月2日～15日
 区 域 下記4地点を結ぶ線上付近
 (1) 42-50N 144-50E
 (2) 38-00N 147-15E
 (3) 38-00N 141-20E
 (4) 38-13N 141-10E

備 考 海上衝突予防法による標識を掲げる。
 上記区域内で停船し、観測機器を垂下させる。
 曳網作業を伴う。

海 図 W1070
 出 所 東北区水産研究所



22年73項 北海道北岸 - 神威岬北西方、(頓別漁港) 掘下げ作業

下記位置で、掘下げ作業が実施されている。

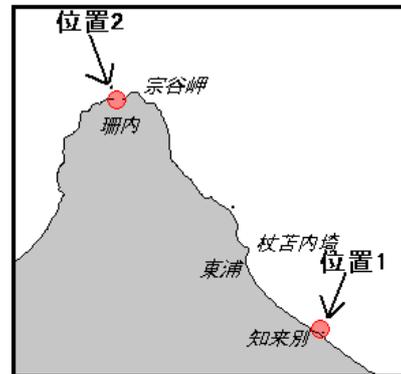
期 間 平成22年3月23日まで
 位 置 45-08.1N 142-23.8E 付近
 備 考 ポンデンで作業位置を表示。
 海 図 W1040
 出 所 稚内海上保安部



22年74項 北海道北岸 - 宗谷岬付近、(知来別漁港・宗谷(珊内)漁港) 掘下げ作業

下記位置で、掘下げ作業が実施されている。

期 間 平成22年3月23日まで
 位 置 下記2地点付近
 (1) 45-22.9N 142-05.7E (知来別漁港)
 (2) 45-31.1N 141-55.4E (宗谷(珊内)漁港)
 備 考 ポンデンで作業位置を表示。
 海 図 W1040
 出 所 稚内海上保安部



22年75項 北海道西岸 - 積丹岬北東方 武器発射試験

下記区域で、巡視船による武器発射試験が実施される。

期 日 平成22年3月6日(予備日13日、14日) 1000～1700
 区 域 43-34-08N 140-44-47E
 を中心とする半径5海里の円内区域及びその上空。
 備 考 国際信号旗「NE4」旗掲揚。
 警戒船配備。

海 図 W28
 出 所 第一管区海上保安本部船舶技術部

